

# 令和6年第1回足寄町議会定例会議事録（第3号）

令和6年3月14日（木曜日）

## ◎出席議員（13名）

|                 |                |
|-----------------|----------------|
| 1番 早瀬川 恵 君      | 2番 井 脇 昌 美 君   |
| 3番 榊 原 深 雪 君    | 4番 矢 野 利 恵 子 君 |
| 5番 田 利 正 文 君    | 6番 高 橋 健 一 君   |
| 7番 木 村 明 雄 君    | 8番 細 川 勉 君     |
| 9番 川 上 修 一 君    | 10番 進 藤 晴 子 君  |
| 11番 多 治 見 亮 一 君 | 12番 二 川 靖 君    |
| 13番 高 橋 秀 樹 君   |                |

## ◎欠席議員（0名）

## ◎法第121条の規定による説明のための出席者

|             |           |
|-------------|-----------|
| 足 寄 町 長     | 渡 辺 俊 一 君 |
| 足寄町教育委員会教育長 | 東海林 弘 哉 君 |
| 足寄町農業委員会会長  | 吉 村 進 君   |
| 足寄町代表監査委員   | 川 村 浩 昭 君 |

## ◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

|             |           |
|-------------|-----------|
| 副 町 長       | 丸 山 晃 徳 君 |
| 総 務 課 長     | 保 多 紀 江 君 |
| 福 祉 課 長     | 森 岡 彰 寿 君 |
| 住 民 課 長     | 金 澤 眞 澄 君 |
| 経 済 課 長     | 佐々木 康 仁 君 |
| 建 設 課 長     | 松 野 孝 君   |
| 国民健康保険病院事務長 | 川 島 英 明 君 |
| 会 計 管 理 者   | 加 藤 勝 廣 君 |
| 消 防 課 長     | 大竹口 孝 幸 君 |

## ◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

|         |           |
|---------|-----------|
| 教 育 次 長 | 丸 山 一 人 君 |
|---------|-----------|

## ◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 山 田 弘 幸 君 |
|-------------------|-----------|

## ◎職務のため出席した議会事務局職員

|             |           |
|-------------|-----------|
| 事 務 局 長     | 横 田 晋 一 君 |
| 事 務 局 次 長   | 野 田 誠 君   |
| 総 務 担 当 主 査 | 飯 野 真 有 君 |

## ◎議事日程

- 日程第 1 報告第 6 号 専決処分の報告について（橋梁長寿命化修繕（ボン沢橋・一の沢橋）工事請負契約の変更について）＜P 3～P 4＞
- 日程第 2 報告第 7 号 専決処分の報告について（橋梁長寿命化修繕（上利別幌内橋）工事請負契約の変更について）＜P 4＞
- 日程第 3 報告第 8 号 専決処分の報告について（美盛足寄線外 1 路線整備工事請負契約の変更について）＜P 4～P 5＞
- 日程第 4 議案第 1 8 号 令和 5 年度足寄町一般会計補正予算（第 1 5 号）＜P 5～P 1 7＞
- 日程第 5 議案第 1 9 号 令和 5 年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）＜P 5～P 1 7＞
- 日程第 6 議案第 2 0 号 令和 5 年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）＜P 5～P 1 7＞
- 日程第 7 議案第 2 1 号 令和 5 年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）＜P 5～P 1 7＞
- 日程第 8 議案第 2 2 号 令和 5 年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第 6 号）＜P 5～P 1 7＞
- 日程第 9 議案第 2 3 号 令和 5 年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第 5 号）＜P 5～P 1 7＞
- 日程第 1 0 議案第 2 4 号 令和 5 年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）＜P 5～P 1 7＞
- 日程第 1 1 議案第 2 5 号 令和 5 年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第 4 号）＜P 5～P 1 7＞
- 日程第 1 2 議案第 2 6 号 令和 5 年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 号）＜P 5～P 1 7＞
- 日程第 1 3 議案第 2 7 号 令和 6 年度足寄町一般会計予算＜P 1 7～P 2 5＞
- 日程第 1 4 議案第 2 8 号 令和 6 年度足寄町国民健康保険事業特別会計予算＜P 1 7～P 2 5＞
- 日程第 1 5 議案第 2 9 号 令和 6 年度足寄町簡易水道特別会計予算＜P 1 7～P 2 5＞
- 日程第 1 6 議案第 3 0 号 令和 6 年度足寄町介護保険特別会計予算＜P 1 7～P 2 5＞
- 日程第 1 7 議案第 3 1 号 令和 6 年度足寄町介護サービス事業特別会計予算＜P 1 7～P 2 5＞
- 日程第 1 8 議案第 3 2 号 令和 6 年度足寄町後期高齢者医療特別会計予算＜P 1 7～P 2 5＞
- 日程第 1 9 議案第 3 3 号 令和 6 年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計予算＜P 1 7～P 2 5＞
- 日程第 2 0 議案第 3 4 号 令和 6 年度足寄町上水道事業会計予算＜P 1 7～P 2 5＞
- 日程第 2 1 議案第 3 5 号 令和 6 年度足寄町下水道事業会計予算＜P 1 7～P 2 5＞
- 日程第 2 2 議案第 3 6 号 令和 6 年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算＜P 1 7～P 2 5＞

午前10時00分 開議

### ◎ 開議宣告

○議長（高橋秀樹君） 全員の出席であります。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### ◎ 議運結果報告

○議長（高橋秀樹君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長（進藤晴子君） 昨日開催されました、第1回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日、3月14日は、最初に報告第6号から報告第8号までの報告を受けます。

次に、議案第18号から議案第26号までの令和5年度補正予算案の提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

次に、議案第27号から議案第36号までの新年度予算案の提案説明を受けた後、予算審査特別委員会を設置し、会期中の審査いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

### ◎ 報告第6号

○議長（高橋秀樹君） 日程第1 報告第6号専決処分の報告について（橋梁長寿命化修繕（ポン沢橋・一の沢橋）工事請負契約の変更について）の件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 保多紀江君。

○総務課長（保多紀江君） ただいま議題となりました、報告第6号専決処分の報告について、御説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり、令和6年3月4日付で専

決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、これを御報告するものでございます。

内容について、御説明させていただきます。

令和5年8月2日開会の第3回臨時会におきまして、工事請負契約の締結について議決をいただき工事着手しました、橋梁長寿命化修繕（ポン沢橋・一の沢橋）工事について、工事内容の一部に変更が生じ、契約金額を変更するため、町長の専決処分事項の指定について第6項の規定に基づき専決処分を行ったものでございます。

専決処分書を御覧ください。

契約変更の目的は、橋梁長寿命化修繕（ポン沢橋・一の沢橋）工事でございます。

契約変更の原因は、契約条項第18条、第22条、第24条及び第25条の規定に基づくものでございます。これらの条項は、天候の不良や工事の受注者の責めに帰すことができない事由により、工期内に工事を完成することができない場合は、受注者と発注者が協議を行った上で、工期や契約金額を変更することについての規定となっております。

このたびの契約変更は、保安林解除協議等に不測の日数を要したほか、仮設工の変更などにより工期の延長とそれに伴う経費の変更が必要になったことによるものです。

変更事項は、3の契約の金額についてであり、専決処分前の工事請負金額6,102万8,000円を、67万1,000円増額し、6,169万9,000円に変更するものでございます。

なお、増額分は契約金額の10分の1以内の額であり、かつ500万円を超える額ではないため、指定事項に基づき専決処分を行ったものでございます。

契約の相手方に変更はございません。

2ページの説明を御覧ください。

工期につきましては、令和6年5月31日までと変更をしております。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、報告を終わります。

### ◎ 報告第7号

○議長（高橋秀樹君） 日程第2 報告第7号専決処分の報告について（橋梁長寿命化修繕（上利別幌内橋）工事請負契約の変更について）の件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 保多紀江君。

○総務課長（保多紀江君） ただいま議題となりました、報告第7号専決処分の報告について、御説明を申し上げます。

3ページをお願いいたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり、令和6年3月4日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、これを御報告するものでございます。

内容について、御説明させていただきます。

令和5年11月1日開会の第4回臨時会におきまして、工事請負契約の締結について議決をいただき工事着手しました、橋梁長寿命化修繕（上利別幌内橋）工事について、令和5年11月30日開会の第5回臨時会及び第4回定例会において、契約変更の専決処分の報告をさせていただきましたが、このたび設計内容の一部に変更が生じたことから、再度契約金額を変更するため、町長の専決処分事項の指定について第6項の規定に基づき専決処分を行ったものでございます。

専決処分書を御覧ください。

契約変更の目的は、橋梁長寿命化修繕（上利別幌内橋）工事でございます。

契約変更の原因は、契約条項第18条、第22条、第24条及び第25条の規定に基づくものでございます。これらの条項は、天候の不良や工事の受注者の責めに帰すことができない事由により、工期内に工事を完成することができない場合は、受注者と発注者が協議を行った上で、工期や契約金額を変更する

ことについての規定となっております。

このたびの契約変更は、水道の移設先の選定に不測の日数を要したことにより工期の延長とそれに伴う経費の変更が必要になったことによるものです。

変更事項は、3の契約の金額についてであり、専決処分前の工事請負金額7,552万6,000円を、59万4,000円減額し、7,493万2,000円に変更するものでございます。

なお、減額分は契約金額の10分の1以内の額であり、かつ500万円を超える額ではないため、指定事項に基づき専決処分を行ったものでございます。

契約の相手方に変更はございません。

4ページを御覧ください。

工期につきましては、令和6年4月30日までと変更しております。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、報告を終わります。

### ◎ 報告第8号

○議長（高橋秀樹君） 日程第3 報告第8号専決処分の報告について（美盛足寄線外1路線整備工事請負契約の変更について）の件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 保多紀江君。

○総務課長（保多紀江君） ただいま議題となりました、報告第8号専決処分の報告について、御説明を申し上げます。

5ページをお願いいたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり、令和6年3月4日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、これを御報告するものでございます。

内容について、御説明させていただきます。

令和5年12月5日開会の第4回定例会におきまして、工事請負契約の締結について議

決をいただき工事着手しました、美盛足寄線外1路線整備工事について、工事内容の一部に変更が生じ、契約金額を変更するため、町長の専決処分事項の指定について第6項の規定に基づき専決処分を行ったものでございます。

専決処分書を御覧ください。

契約変更の目的は、美盛足寄線外1路線整備工事でございます。

契約変更の原因は、契約条項第18条及び第25条の規定に基づくものでございます。この条項は、工事の発注者は必要があると認めた場合、設計図書を変更の上、工期や契約金額を変更できることについての規定でございます。

変更事項は、3の契約の金額についてであり、専決処分前の工事請負金額8,976万円を、244万2,000円増額し、9,220万2,000円に変更するものでございます。

なお、増額分は契約金額の10分の1以内の額であり、かつ500万円を超える額ではないため、指定事項に基づき専決処分を行ったものでございます。

契約の相手方に変更はございません。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、報告を終わります。

◎ 議案第18号から議案第26号まで

○議長（高橋秀樹君） 日程第4 議案第18号令和5年度足寄町一般会計補正予算（第15号）から日程第12 議案第26号令和5年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）の件までの9件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました、議案第18号令和5年度足寄町一般会計補正予算（第15号）から議案第26号令和5年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）まで、一括提案理由を御

説明申し上げます。

補正予算つづり1ページをお願いいたします。

議案第18号令和5年度足寄町一般会計補正予算（第15号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6億1,989万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億955万5,000円とするものでございます。

歳出の主なものから御説明申し上げます。

32ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第4節共済費におきまして、会計年度任用職員等共済組合負担金、会計年度任用職員社会保険料など、合わせて1,731万8,000円減額いたしました。

34ページをお願いいたします。

第2目基金積立金、第24節積立金におきまして、減債基金積立金といたしまして2,078万4,000円を計上いたしました。

42ページをお願いいたします。

第14目企画振興費、第1節報酬におきまして、会計年度任用職員報酬を522万4,000円減額いたしました。

44ページをお願いいたします。

第18節負担金、補助及び交付金におきまして、住環境・店舗等整備補助金を586万2,000円減額し、地域間幹線系統路線維持費補助金といたしまして3,237万7,000円を、地域おこし協力隊起業支援事業補助金といたしまして100万円を計上いたしました。

第24節積立金におきまして、企業版ふるさと納税基金積立金といたしまして130万円計上いたしました。

50ページをお願いいたします。

第3項戸籍住民基本台帳費、第1目戸籍住民基本台帳費、第12節委託料におきまして、戸籍総合システム改修業務といたしまして111万1,000円を計上いたしました。

58ページをお願いいたします。

第3款民生費、第2項老人福祉費、第3目介護保険助成費、第27節繰出金におきまして、介護保険特別会計繰出金といたしまして325万1,000円を計上いたしました。

第4目介護サービス事業助成費、第27節繰出金におきまして、介護サービス事業特別会計繰出金といたしまして、過疎債分を合わせて2,673万9,000円減額いたしました。

62ページをお願いいたします。

第3項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、第19節扶助費におきまして、児童手当など合わせて1,178万5,000円を減額いたしました。

68ページをお願いいたします。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費、第22節償還金、利子及び割引料におきまして、返還金といたしまして950万4,000円を計上いたしました。

70ページをお願いいたします。

第2目予防費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、ワクチン接種医療機関等協力交付金といたしまして1,270万円を減額いたしました。

72ページをお願いいたします。

第2項清掃費、第2目じん芥処理費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、十勝圏複合事務組合じん芥負担金といたしまして127万円を計上いたしました。

74ページをお願いいたします。

第4項病院費、第1目病院費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、不採算地区病院運営経費負担金といたしまして1,266万8,000円を計上いたしました。

78ページをお願いいたします。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第4目畜産草地費、第20節貸付金におきまして、畜産振興資金貸付金を7,149万1,000円減額いたしました。

80ページをお願いいたします。

第5目農地費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、道営中足寄地区及び西

足寄地区水利施設等保全高度化事業（営農用水）負担金を合わせて2,488万5,000円減額いたしました。

84ページをお願いいたします。

第2項林業費、第1目林業振興費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、森林環境推進事業補助金といたしまして、552万8,000円を減額いたしました。

86ページをお願いいたします。

第3目町有林管理費、第11節役務費におきまして、手数料といたしまして568万7,000円を減額いたしました。

90ページをお願いいたします。

第8款土木費、第1項土木管理費、第2目地籍調査費におきまして、地籍調査事業といたしまして、地籍測量業務委託料4,042万2,000円など合わせて4,355万4,000円を減額いたしました。

第2項道路橋梁費、第2目道路管理費、第10節需用費におきまして、光熱水費といたしまして795万円を減額いたしました。

92ページをお願いいたします。

第4目臨時地方道整備事業費、第12節委託料におきまして、美盛足寄線外1路線用地確定測量業務といたしまして206万8,000円を計上し、南7丁目通外調査設計業務といたしまして、合わせて2,361万5,000円を減額し、第14節工事請負費におきまして、南7丁目通整備工事外合わせて5,207万2,000円を減額いたしました。

94ページをお願いいたします。

第5目道路新設改良費、第14節工事請負費におきまして、道路ストック修繕工事といたしまして7,838万6,000円減額いたしました。

96ページをお願いいたします。

第4項都市計画費、第2目下水道費、第27節繰出金におきまして、公共下水道事業特別会計繰出金を過疎債分を合わせて851万3,000円減額いたしました。

106ページをお願いいたします。

第10款教育費、第2項小学校費、第3目

学校建設費、第14節工事請負費におきまして、芽登小学校外部改修工事といたしまして817万1,000円減額いたしました。

108ページをお願いいたします。

第3項中学校費、第1目学校管理費、第10節需用費におきまして、光熱水費といたしまして、820万6,000円減額いたしました。

以上で歳出を終わり、次に歳入の主なものについて御説明申し上げます。

12ページへお戻りください。

第11款地方交付税、第1項地方交付税におきまして、普通地方交付税といたしまして4,526万8,000円を計上いたしました。

16ページをお願いいたします。

第15款国庫支出金におきまして、中段になりますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を2,430万4,000円計上し、18ページ上段において、社会資本整備総合交付金（道路新設）を4,913万9,000円減額いたしました。

20ページをお願いいたします。

第16款道支出金におきまして、下段になりますが、地籍調査事業道補助金を2,960万2,000円減額いたしました。

24ページをお願いいたします。

第18款寄附金におきまして、企業版ふるさと納税寄附金を130万円、教育振興寄附金を5万9,000円計上いたしました。

第19款繰入金におきまして、財政調整基金繰入金を3億2,836万3,000円、公共施設建設等基金繰入金を8,800万円、それぞれ減額し、ふるさと銀河線跡地活用等振興基金繰入金といたしまして3,237万7,000円を計上いたしました。

第21款諸収入におきまして、畜産振興資金貸付金元金収入といたしまして2,087万8,000円を減額いたしました。

28ページをお願いいたします。

第22款町債、第1項町債におきまして、第2目辺地対策事業債を合わせて5,830万

円、第3目過疎対策事業債を合わせて2億370万円それぞれ減額し、30ページになりますが、第5目緊急自然災害防止対策事業債といたしまして9,800万円を計上いたしました。

6ページへお戻りください。

第2表繰越明許費補正、追加3件をお願いいたしました。

第3表地方債補正、追加1件、変更3件をお願いいたしました。

以上で、令和5年度足寄町一般会計補正予算（第15号）についての説明を終わります。

次に、特別会計について御説明申し上げます。

123ページをお願いいたします。

議案第19号令和5年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,847万1,000円とするものでございます。

136ページをお願いいたします。

第6款諸支出金、第2項繰出金、第1目直営診療施設勘定繰出金におきまして、国民健康保険病院事業会計繰出金といたしまして422万7,000円を計上いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

128ページへお戻りください。

第2款道支出金におきまして、保険給付費等交付金といたしまして、合わせて725万円を計上いたしました。

次に、139ページをお願いいたします。

議案第20号令和5年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ343万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,599万4,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の内容につきましては、事業

執行による減額が主なものでございますので、説明は省略をさせていただきます。

141ページをお願いいたします。

第2表地方債補正、変更1件をお願いいたしました。

次に、151ページをお願いいたします。

議案第21号令和5年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,217万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,122万円とするものでございます。

歳出の主なものから申し上げます。

162ページをお願いいたします。

第1款総務費、第2項施設管理費、第2目管渠管理費におきまして、下水道管理台帳補完業務委託料を639万1,000円減額いたしました。

歳入の内容については、説明は省略をさせていただきます。

153ページをお願いいたします。

第2表地方債補正、変更2件をお願いいたしました。

次に、167ページをお願いいたします。

議案第22号令和5年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第6号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,501万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,117万8,000円とするものでございます。

歳出の主なものから申し上げます。

180ページをお願いいたします。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、第1目介護サービス給付費におきまして、施設介護サービス給付費など合わせて2,625万3,000円を計上いたしました。

182ページをお願いいたします。

第3款地域支援事業費、第1項介護予防・生活支援サービス事業費におきまして、第18節負担金、補助及び交付金といたしまして

121万3,000円を計上いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

172ページへお戻りください。

第3款国庫支出金、第2項国庫補助金におきまして、調整交付金といたしまして616万1,000円計上いたしました。

174ページをお願いいたします。

第6款繰入金、第2項基金繰入金におきまして、介護給付費準備基金繰入金を1,837万8,000円計上いたしました。

次に、191ページをお願いいたします。

議案第23号令和5年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,064万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億339万5,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の内容につきましては、事業執行による減額が主なものでございますので、説明は省略させていただきます。

193ページをお願いいたします。

第2表地方債補正、変更1件をお願いいたしました。

次に、209ページをお願いいたします。

議案第24号令和5年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ412万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,448万3,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の内容につきましては、事業執行による減額が主なものでございますので、説明は省略させていただきます。

次に、219ページをお願いいたします。

議案第25号令和5年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ234万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,191万1,0

00円とするものでございます。

歳入歳出予算の内容につきましては、事業執行による減額が主なものでございますので、説明は省略させていただきます。

次に、企業会計について御説明申し上げます。

231ページをお願いいたします。

議案第26号令和5年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の予定額から収入支出それぞれ7,860万円を減額し、収益的収入及び支出の予定額を収入支出それぞれ11億3,754万6,000円とするものでございます。

次に、資本的収入の予定額から155万7,000円を減額し、資本的収入の予定額を6,161万3,000円とするものでございます。

236ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出でございますが、支出では臨時医師や会計年度任用職員報酬のほか、薬品費及び光熱水費などに係る執行残の減額とたな卸資産減耗費の計上、収入では入院及び外来収益などの減額と一般会計負担金、国保直診施設特別調整交付金などの計上でございます。

232ページをお願いいたします。

第4条におきまして、企業債補正、変更1件をお願いいたしました。

第5条におきまして、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費の職員給与費を4,933万6,000円減額し、7億2,390万円とするものでございます。

第6条におきまして、予算第10条に定めたたな卸資産の購入限度額を9,943万5,000円に改めるものでございます。

以上、議案第18号令和5年度足寄町一般会計補正予算（第15号）から、議案第26号令和5年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）までの説明とさせていただきます。

でございます。

次に、令和5年度予算の専決処分についてお願いでございます。

令和5年度の収支につきましては、おおむね見通せる状況にありますが、地方譲与税、特別交付税など、収入の一部について未確定の項目がございます。

これらの収入はいずれも3月下旬にかけて額が確定するため、今回議決をお願いしております予算決定後において増減が予想されます。このことから、これら収入の状況により予算の専決処分の措置を講じさせていただきたいと考えておりますので、あらかじめ御了承くださいますようお願い申し上げます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（高橋秀樹君）** これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第18号令和5年度足寄町一般会計補正予算（第15号）の件の質疑を行います。

32ページをお開きください。

歳出から始めます。

款で進めます。

32ページ、第1款議会費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋秀樹君）** 32ページから54ページ、第2款総務費、質疑はございませんか。

4番矢野利恵子君。

**○4番（矢野利恵子君）** 45ページのところで、第2款14目18節の負担金、補助及び交付金のところの真ん中辺に出ている補助金、住環境・店舗等整備補助金、これがマイナス586万2,000円と余っていると。普通はここ全部なくなって、12月か11月にはもう予算がなくなって使えないよということだったのに、これだけ余っているということは、工事が少なかったということになると思うのですけれども、今資材が上がって人件

費も上がって、とても大変なのですよね。

上限150万円補助金が出ると。20万円までは半額の10万円、それを超えたら12.5%、8分の1だから12.5%になるのですが、これを全部使うとなったら、リフォームの場合は1,140万円の工事をしなければここまでの金額にならない。だから20万円まで半額の10万円はいいにしても、それ以降の12.5%という比率をもうちょっと上げて30%なり40%なり上げて、上限の150万円は変わらないにしても、この比率をちょっと上げていく、住民が使いやすいようにしていくということを考えられないのかなと、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 保多総務課長、答弁。

○総務課長（保多紀江君） ただいま矢野議員のほうから工事をする件数が少なかったのかなというようなこともおっしゃっていましたが、実はまだ集計の途中ではございますけれども、令和4年度に比較すると、件数のほうは増加をしております。ただ申請をされている方の利用される金額が低くて、多分10万円台とか20万円台だとかの方がいらっしゃるの、最近はやっぱエアコンとかを使われる方が多いのかなと、エアコンとかストーブとかですね、というふうに思っております。

あと、金額を上げることなのではございますけれども、そちらについてはもともとこの制度が定住をしていただいて、今後長く足寄町に住んでいただけるということが目的ということもありますので、今後例えばゼロカーボンに向けて、断熱効果を高くするとか、そういうような制度も併せて今後検討していきたいなというふうに思います。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 54ページから66ページ、第3款民生費、質疑はございません

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 66ページから74ページ、第4款衛生費、質疑はございませんか。

10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 衛生費の病院費のところでお伺いいたします。

75ページに書いてあります負担金の不採算地区病院運営経費負担金、こちらをちょっとすみません、説明していただいでよろしいでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 川島病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君） お答えいたします。

これにつきましては、令和3年度から実施されております国の不採算地区病院に対する臨時的財政措置ということで、新型コロナウイルス感染症に伴います国の特別交付税の増額分という形で、令和3年度から実施されておまして、それが令和5年度も継続されたということで、その分を追加で負担金としてお願いしたものでございます。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） すみません、理解がよくできないのですけれども。もうちょっとかみ砕いて、すみません。新型コロナの補助金とどのような関係があつて、これは不採算地区病院が皆さんが、足寄だけではなく皆さんが負担をしているということですよ。違いますか。ちょっと理解できない、すみません。

○議長（高橋秀樹君） 川島病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

不採算地区の繰出金につきましては、いろいろな項目がありまして、その中で令和3年度からコロナの感染拡大によって各病院が経営が厳しくなつてきているということで、それに対して国のほうで特別交付税を1床当たり幾らに単価を掛けるというのがあるのですけれども、それが30%程度増額されたという

のが3年間今続いているというところで、12月にその追加で交付された分をそのまま負担金として頂いたということになります。

以上、分かりますか。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） 私がよく分からないのか。これは負担金として出したのですよね。違う。すみません。

○議長（高橋秀樹君） 川島病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

国のほうから特別交付税としてお金が入ってくるのですね。その入ってきたお金をそのまま病院のほうに追加で出していただいたという形になります。一般会計のほうにですね。それを病院会計のほうに出していただいたという形になります。すみません、ちょっと分かりづらいですね。よろしいでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 同じく74ページ、第5款労働費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 74ページから86ページ、第6款農林水産業費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 86ページから88ページ、第7款商工費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 88ページから98ページ、第8款土木費、質疑はございませんか。

9番川上修一君。

○9番（川上修一君） 95ページの第5目道路新設改良費の14節工事請負費、道路ストック修繕工事が7,838万6,000円、多額の減額ですけれども、まずこの減額の理由をお尋ねします。

○議長（高橋秀樹君） 松野建設課長、答弁。

○建設課長（松野 孝君） お答えをいたします。

今回この工事費に限らず建設課の予算について減額幅がちょっと大きくなってございますけれども、道路ストック修繕工事につきましては、そもそも年度当初に補助申請を行います。その際に足寄町の要望額に対して、幾ら幾らという年度当初の申請の際に補助金が示されるというのが通常でございます、その間に事業調整というのがございまして、月を重ねていくと補助金がつく可能性もございまして。それで本来早い時期にもう補助金はつかないということが分かっておりましたが、本来12月なりに減額することも可能だったのですが、そもそも補助金がつかなかったということで大幅な減額となったものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 9番。

○9番（川上修一君） 理由は分かりました。国から補助金が来ないからできなかったという、簡単にいうとそういうことですよ。

できなかった路線というのは、道路ストック修繕事業ですから、やる順番恐らく決まっているのかなと思うのですけれども、それは令和6年度のこれからの予算に、やれなかったところがやるというふうに計上されてくるのですよね。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（松野 孝君） 当然こちらの道路ストック修繕工事につきましては、路線名で言ったら足寄白糠線でございます、路盤の再生とかの工事を行うものでございまして、補助金がつかなかったのが当然整備を行う路線の延長が計画どおりできなかったものですから、令和6年度予算にもこの路線について工事費を計上してございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 第8款土木費、他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 100ページから102ページ、第9款消防費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 102ページから118ページ、第10款教育費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 118ページから120ページ、第12款公債費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 第13款職員費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 歳出総括はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 10ページにお戻りください。

歳入に入ります。

款で進めます。

第1款町税、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 第6款法人事業税交付金、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 第8款環境性能割交付金、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 12ページ、第9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 第11款地方交付税、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 第13款分担金及び負担金、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 12ページから14ページ、第14款使用料及び手数料、質疑は

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 14ページから18ページ、第15款国庫支出金、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 18ページから22ページ、第16款道支出金、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 第17款財産収入、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 24ページ、第18款寄附金、質疑はございませんか。  
10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 企業版ふるさと納税を開始されて寄附金を頂いているかと思いますが、この企業名というのは公表されていますか。

○議長（高橋秀樹君） 総務課長、答弁。

○総務課長（保多紀江君） 頂いた相手の企業名につきましては、ホームページ等で公表させていただいております。

今回頂いた寄附の相手方なのですけれども、ホクレンさんから100万円、それとセコマさんから30万円というふうになってございます。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 第19款繰入金、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 24ページから28ページ、第21款諸収入、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 28ページから30ページ、第22款町債、質疑はございませんか。

9番川上修一君。

○9番（川上修一君） 町債の第3目過疎対策事業債、29ページの一番下ですけれども、美盛足寄線云々で1億7,440万円、多額の過疎債の減額になっております。もう1枚めくってもらって31ページの5目の緊急自然災害防止対策事業債、同じ美盛足寄線です、9,800万円の計上となっております。過疎債を減らしてなぜこっちになったのかという理由と、あと緊急自然何だか事業債というのは自分初めて見るような気がしますので、補填率とかそういったことお尋ねいたします。

○議長（高橋秀樹君） 総務課長、答弁。

○総務課長（保多紀江君） まず過疎対策事業債から緊急自然災害防止対策事業債のほうに振り替えた理由でございますけれども、過疎対策事業債は全国的にやっぱり非常に有利な起債ということで、申請が多いということがございまして、それで枠に限りがあるということがございまして、このたび過疎債のほうから減額を、この事業は対象から外させていただきました。そして、新たに緊急自然災害防止対策事業債のほうに振り替えましたが、この事業につきましては充当率が100%で交付税の措置率が70%ということで、過疎対策事業債と同じように有利な起債ということで、こちらのほうに振り替えることといたしました。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 9番。

○9番（川上修一君） すみません、確認させてもらいます。

過疎債と緊急自然災害防止対策事業債は同じ補填率ということで、そして過疎債は枠があればから変えた。全く町の負担は変わらないという押さえでよろしいでしょうか。

それともう1点、美盛足寄線は、過疎債が1億7,000万円で緊急自然災害防止対策事業債は9,800万円で7,640万円差額があるのですけれども、この差額はどんなになったのですかね。

○議長（高橋秀樹君） 総務課長、答弁。

○総務課長（保多紀江君） 先ほど歳出のほうで道路の臨時地方道の整備事業のほうで工事費を減額させていただいておりますので、見合いの分の歳出の分については減額をしておりますので、町が、一般財源が負担になるとかそういうことではございません。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 第23款自動車取得税交付金、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 歳入総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 6ページにお戻りください。

第2表繰越明許費補正、追加3件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 第3表地方債補正、追加1件、変更3件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 全体に対する総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第18号令和5年度足寄町一般会計補正予算（第15号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第18号令和5年度足寄町一般会計補正予算（第15号）の件は、原案のとおり可決されました。

ここで、11時15分まで休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

これから、議案第19号令和5年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の件の質疑を行います。

128ページから136ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第19号令和5年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第19号令和5年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第20号令和5年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第4号）の件の質疑を行います。

146ページから148ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 141ページにお戻りください。

第2表地方債補正、変更1件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 全体に対する総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第20号令和5年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第4号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第20号令和5年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第21号令和5年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の件の質疑を行います。

158ページから164ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ございませんか。

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 153ページにお戻りください。

第2表地方債補正、変更2件、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 全体に対する総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第21号令和5年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第21号令和5年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第22号令和5年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第6号)の件の質疑を行います。

172ページから188ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第22号令和5年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第6号)の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第22号令和5年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第6号)の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第23号令和5年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第5号)の件の質疑を行います。

198ページから206ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 193ページにお戻りください。

第2表地方債補正、変更1件、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 全体に対する総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第23号令和5年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第23号令和5年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第24号令和5年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の件の質疑を行います。

214ページから216ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第24号令和5年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第24号令和5年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第25号令和5年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第4

号）の件の質疑を行います。

224ページから228ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第25号令和5年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第25号令和5年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり可決されました。

231ページをお開きください。

これから、議案第26号令和5年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）の件の質疑を行います。

236ページ、収益的収入及び支出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 238ページ、資本的収入、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 232ページにお戻りください。

第4条、予算第5条中企業債の変更から、第6条、予算第10条中たな卸資産の購入限度額の変更まで、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 全体に対する総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第26号令和5年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第26号令和5年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第27号から議案第36号まで

○議長（高橋秀樹君） 日程第13 議案第27号令和6年度足寄町一般会計予算の件から、日程第22 議案第36号令和6年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算までの10件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました、議案第27号令和6年度足寄町一般会計予算から議案第36号令和6年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算まで、一括提

案理由を御説明申し上げます。

一般会計予算書1ページをお願いいたします。

議案第27号令和6年度足寄町一般会計予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101億4,105万1,000円と定めるものでございます。

歳出の主なものから御説明申し上げます。

52ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第2目基金積立金、第24節積立金におきまして、減債基金積立金といたしまして2,611万5,000円を計上いたしました。

62ページをお願いいたします。

第8目財産管理費、第12節委託料におきまして、（仮称）旭町コミュニティセンター実施設計業務といたしまして768万9,000円、旭町母と子の家解体工事実施設計業務といたしまして240万9,000円をそれぞれ計上いたしました。

第14節工事請負費におきまして、下愛冠コミュニティセンター改修工事といたしまして2,815万9,000円を計上いたしました。

68ページをお願いいたします。

第14目企画振興費におきまして、ふるさと足寄応援寄附推進事業といたしまして、ふるさと納税謝礼2,400万円、ふるさと納税サポート業務委託料483万2,000円など、合わせて3,825万6,000円を計上いたしました。

第12節委託料におきまして、市街地コミュニティバス運行管理業務といたしまして838万1,000円、移住等サポート業務といたしまして573万3,000円をそれぞれ計上いたしました。

72ページをお願いいたします。

第18節負担金、補助及び交付金におきまして、住環境・店舗等整備補助金4,000万円、まちづくり活動支援補助金150万円、北海道UIJターン新規就業支援事業移住支

援金200万円、結婚新生活支援事業補助金210万円、ふるさと納税返礼品開発支援補助金100万円などを計上いたしました。

第24節積立金におきまして、ふるさと足寄応援基金積立金といたしまして4,000万6,000円を計上いたしました。

74ページをお願いいたします。

第15目行政情報管理費、第13節使用料及び賃借料におきまして、クラウドシステム使用料といたしまして6,121万8,000円を計上いたしました。

78ページをお願いいたします。

第17目あしよろ銀河ホール21管理費、第14節工事請負費におきまして、排煙設備修繕工事といたしまして306万2,000円、非常照明バッテリー更新工事といたしまして391万6,000円、防火シャッター改修工事といたしまして805万6,000円、空調設備整備工事といたしまして1,430万3,000円をそれぞれ計上いたしました。

80ページをお願いいたします。

第21目情報化推進費、第14節工事請負費におきまして、地デジ無線共聴施設送受信機更新工事といたしまして952万6,000円を計上いたしました。

86ページをお願いいたします。

第3項戸籍住民基本台帳費、第1目戸籍住民基本台帳費、第12節委託料におきまして、戸籍総合システム改修業務といたしまして302万5,000円を計上いたしました。

90ページをお願いいたします。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、第12節委託料におきまして、障害者地域生活支援センター管理運営業務といたしまして2,226万2,000円を計上いたしました。

92ページをお願いいたします。

第18節負担金、補助及び交付金におきまして、足寄町社会福祉協議会補助金といたしまして3,666万4,000円を計上いたしました。

第19節扶助費におきまして、障害者自立

支援給付費3億3,878万8,000円、障害者医療費1,699万6,000円、94ページになりますが、障害者地域生活支援給付費1,544万2,000円などを計上いたしました。

96ページをお願いいたします。

第5目後期高齢者医療費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、療養給付費負担金といたしまして1億1,104万1,000円を計上いたしました。

98ページをお願いいたします。

第2項老人福祉費、第1目老人福祉総務費、第14節工事請負費におきまして、芽登健康増進センター外壁改修工事といたしまして123万5,000円を計上いたしました。

100ページをお願いいたします。

第3目介護保険助成費におきまして、介護人材確保対策事業といたしまして、介護職員初任者研修業務220万円のほか、補助金など合わせて703万円を計上いたしました。軽費老人ホーム経営安定支援事業といたしまして、103ページまでになりますが、経営安定資金補助金800万円、施設改修費補助金1,500万円をそれぞれ計上いたしました。

102ページになりますが、第4目介護サービス事業助成費、第27節繰出金におきまして、介護サービス事業特別会計繰出金といたしまして、過疎債分も合わせまして6億7,522万5,000円を計上いたしました。

第6目高齢者等複合施設運営費、第12節委託料におきまして、高齢者等複合施設管理運営業務といたしまして4,400万3,000円を計上いたしました。

第14節工事請負費におきまして、木造外壁等塗装工事といたしまして340万2,000円を計上いたしました。

106ページをお願いいたします。

第3項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、第12節委託料におきまして、母子保健デジタル化業務といたしまして519万2,0

00円。

108ページになりますが、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、認定こども園どんぐりなどの保護者負担金無償化事業補助金といたしまして、合わせて2,172万5,000円を計上いたしました。

第2目児童医療費、第19節扶助費におきまして、乳幼児医療費といたしまして2,624万5,000円を計上いたしました。

112ページをお願いいたします。

第3目子どもセンター運営費、第12節委託料におきまして、不凍液交換業務といたしまして752万4,000円を計上いたしました。

118ページをお願いいたします。

第8目子育て支援費、第7節報償費におきまして、子育て応援出産祝金といたしまして4,400万円を計上いたしました。

第12節委託料におきまして、家庭的保育業務といたしまして1,234万2,000円を計上いたしました。

124ページからになりますけれども、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目患者輸送車管理費、第17節備品購入費におきまして、患者輸送車といたしまして1,614万8,000円を計上いたしました。

128ページをお願いいたします。

第6目町営温泉浴場運営費、第12節委託料におきまして、町営温泉浴場管理運営業務といたしまして2,757万7,000円を、第14節工事請負費におきまして、換気設備改修工事といたしまして167万5,000円を計上いたしました。

130ページをお願いいたします。

第2項清掃費、第2目じん芥処理費、第12節委託料におきまして、一般廃棄物収集運搬業務といたしまして6,546万4,000円を計上いたしました。

第18節負担金、補助及び交付金におきまして、十勝圏複合事務組合じん芥負担金といたしまして1,926万8,000円を計上いたしました。

第3目し尿処理費、第12節委託料におきまして、し尿収集運搬業務といたしまして1,334万1,000円を計上いたしました。

第18節負担金、補助及び交付金におきまして、十勝圏複合事務組合し尿負担金といたしまして813万2,000円を計上いたしました。

132ページをお願いいたします。

第4項病院費、第1目病院費におきまして、国民健康保険病院対策費といたしまして、救急医療確保経費負担金などのほか、補助金、出資金合わせて5億4,697万5,000円を計上いたしました。

138ページをお願いいたします。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費におきまして、農業担い手育成支援事業といたしまして、141ページまでになりますけれども、新規就農志向者営農指導交付金、農業次世代人材投資資金など合わせて3,224万9,000円、防衛施設周辺農業用施設設置事業といたしまして、農業用施設設置事業補助金4,200万円をそれぞれ計上いたしました。

142ページをお願いいたします。

第4目畜産草地費、第12節委託料におきまして、農業関係施設調査設計業務といたしまして1,320万円、第20節貸付金におきまして、畜産振興資金貸付金といたしまして1億円を計上いたしました。

144ページをお願いいたします。

第5目農地費、第14節工事請負費におきまして、西足寄地区配水管改修工事といたしまして1,322万2,000円、中足寄地区配水管改修工事といたしまして475万2,000円をそれぞれ計上いたしました。

第18節負担金、補助及び交付金におきまして、道営中足寄地区及び西足寄地区水利施設等保全高度化事業（営農用水）負担金といたしまして、合わせて9,881万1,000円を計上いたしました。

146ページをお願いいたします。

第7目営農用水道等費、第14節工事請負

費におきまして、営農用水道計装装置更新工事といたしまして1,497万1,000円を計上いたしました。

150ページをお願いいたします。

第10目多面的機能発揮促進事業費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、中山間地域等直接支払交付金1億9,965万4,000円、多面的機能支払交付金4,638万3,000円、環境保全型農業直接支払交付金1,366万円をそれぞれ計上いたしました。

152ページをお願いいたします。

第2項林業費、第1目林業振興費、第7節報償費におきまして、有害鳥獣駆除報償金といたしまして、2,016万8,000円を計上いたしました。

154ページをお願いいたします。

第18節負担金、補助及び交付金におきまして、森林環境推進事業補助金といたしまして5,826万2,000円、豊かな森づくり推進事業補助金といたしまして2,947万9,000円をそれぞれ計上いたしました。

第24節積立金におきまして、森林の二酸化炭素吸収及び削減活用基金積立金といたしまして966万円、森林環境譲与税基金積立金といたしまして7,360万6,000円をそれぞれ計上いたしました。

156ページをお願いいたします。

第3目町有林管理費におきまして、森林整備事業といたしまして、造林や下刈り等の手数料など合わせて3,588万3,000円を計上いたしました。

第4目水源林造林事業費におきまして、水源林造林事業といたしまして、下刈りや集積間伐等の手数料など合わせて8,402万8,000円を計上いたしました。

158ページをお願いいたします。

第7款商工費、第1項商工費、第1目商工振興費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、足寄町商工会補助金といたしまして2,241万7,000円を計上いたしました。

第20節貸付金におきまして、中小企業特別融資貸付金といたしまして1億9,000万円を計上いたしました。

164ページをお願いいたします。

第3目観光費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、足寄ふるさと盆踊り・両国花火大会実行委員会等補助金といたしまして578万6,000円、あしよろ観光協会補助金といたしまして950万円をそれぞれ計上いたしました。

166ページをお願いいたします。

第8款土木費、第1項土木管理費、第2目地籍調査費におきまして、地籍調査事業といたしまして、地籍測量業務委託料5,481万7,000円など、合わせて7,544万5,000円を計上いたしました。

168ページをお願いいたします。

第2項道路橋梁費、第1目道路維持費、第14節工事請負費におきまして、町道応急補修工事など、合わせて9,325万8,000円を計上いたしました。

170ページをお願いいたします。

第2目道路管理費、第14節工事請負費におきまして、街路灯等整備工事といたしまして7,448万1,000円を計上いたしました。

172ページから175までになりますが、第4目臨時地方道整備事業費におきまして、調査設計業務委託料、整備工事請負費など、合わせて8,408万円を計上いたしました。

174ページをお願いいたします。

第5目道路新設改良費におきまして、橋梁長寿命化修繕事業といたしまして、177ページまでになりますが、調査設計等業務委託料、修繕工事請負費、配水管移設工事負担金など、合わせて1億3,444万2,000円、道路ストック修繕事業といたしまして、修繕工事請負費7,953万円をそれぞれ計上いたしました。

182ページをお願いいたします。

第4項都市計画費、第4目公園事業費、第

14節工事請負費におきまして、公園等遊具・公園施設修繕工事といたしまして1,000万円、里見が丘公園整備工事といたしまして4,753万1,000円をそれぞれ計上いたしました。

184ページをお願いいたします。

第5項住宅費、第1目住宅管理費、第12節委託料におきまして、北星団地公営住宅解体工事実施設計業務といたしまして311万3,000円を計上いたしました。

第14節工事請負費におきまして、栄団地公営住宅屋根・外壁塗装工事といたしまして2,861万円、北星団地公営住宅解体工事といたしまして、3,118万2,000円をそれぞれ計上いたしました。

186ページをお願いいたします。

第17節備品購入費におきまして、石油給湯機といたしまして669万6,000円を計上いたしました。

第9款消防費、第1項消防費、第1目消防費におきまして、常備消防管理経費といたしまして、191ページまでになりますが、とちか広域消防事務組合消防負担金2億1,979万4,000円など、合わせて2億3,670万7,000円、非常備消防管理経費といたしまして、消防ポンプ自動車2,719万5,000円など、合わせて6,817万4,000円をそれぞれ計上いたしました。

194ページをお願いいたします。

第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、第12節委託料におきまして、足寄町学習塾管理運営業務といたしまして3,663万円を計上いたしました。

196ページをお願いいたします。

第14節工事請負費におきまして、学習塾空調設備更新工事といたしまして569万5,000円、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、足寄高等学校振興会補助金といたしまして976万5,000円、足寄高等学校通学費等補助金といたしまして2,974万1,000円、足寄高校生海外研修派遣事業実行委員会補助金といたしまして4,454万

6,000円をそれぞれ計上いたしました。

204ページをお願いいたします。

第2項小学校費、第1目学校管理費、第14節工事請負費におきまして、足寄小学校教員住宅改修工事といたしまして502万2,000円、第17節備品購入費におきまして、パソコン一式、サーバー機器一式外合わせて1,798万5,000円を計上いたしました。

208ページをお願いいたします。

第3目学校建設費、第14節工事請負費におきまして、螺湾小学校体育館改修工事といたしまして2,028万2,000円を計上いたしました。

218ページをお願いいたします。

第4項社会教育費、第4目博物館運営費、第12節委託料におきまして、博物館施設管理運営業務といたしまして4,400万円を、第14節工事請負費におきまして、博物館屋根修繕工事といたしまして1,339万5,000円を計上いたしました。

224ページをお願いいたします。

第5項保健体育費、第1目保健体育総務費、第14節工事請負費におきまして、弓道場遠的場上屋改修工事といたしまして774万4,000円を計上いたしました。

232ページをお願いいたします。

第3目温水プール運営費、第14節工事請負費におきまして、温水プール屋内照明LED化工事外合わせて4,952万7,000円を計上いたしました。

236ページをお願いいたします。

第5目学校給食費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、学校給食費無償化事業補助金といたしまして2,466万7,000円を計上いたしました。

238ページをお願いいたします。

第12款公債費、第1項公債費、第1目元金におきまして、長期債償還元金といたしまして14億1,446万5,000円を計上いたしました。

第2目利子におきまして、長期債利子とい

たしまして3,171万4,000円を計上いたしました。

238ページから241ページまでになりますが、第13款職員費におきまして、特別職2名、教育長、一般職の給与等経費全てを計上いたしました。

人件費の詳細につきましては、252ページから255ページまでに科目別内訳を添付しておりますので、参考にしていただきますようお願いいたします。

以上で歳出を終わり、次に歳入の主なものについて申し上げます。

10ページへお戻りください。

第1款町税におきまして、個人町民税を前年度対比約4%減の3億1,119万1,000円、法人町民税を前年度対比約8%増の5,922万6,000円、それぞれ計上いたしました。

固定資産税を前年度対比約1.1%減の4億8,734万円計上いたしました。

軽自動車税を前年度対比約2.7%減の2,167万6,000円計上いたしました。

12ページをお願いいたします。

町たばこ税を前年度対比約3.3%増の6,599万5,000円計上いたしました。

入湯税を前年度対比約1.8%増の77万3,000円計上いたしました。

第2款地方譲与税におきまして、自動車重量譲与税を1億898万8,000円、地方揮発油譲与税を3,504万1,000円、森林環境譲与税を7,360万6,000円それぞれ計上いたしました。

14ページをお願いいたします。

第7款地方消費税交付金を1億8,628万6,000円計上いたしました。

16ページをお願いいたします。

第11款地方交付税の普通地方交付税におきまして、前年度対比約1.7%増の42億4,342万3,000円、特別地方交付税におきまして約1.1%増の4億3,946万円をそれぞれ計上いたしました。

16ページからになりますが、第14款使

用料及び手数料を前年度対比約1.5%減の1億5,878万6,000円計上いたしました。

22ページからになりますが、第15款国庫支出金及び第16款道支出金におきまして、事務事業に関わります補助金、交付金等を計上いたしました。

34ページをお願いいたします。

第18款寄附金におきまして、ふるさと納税寄附金を8,000万円計上いたしました。

第19款繰入金におきまして、基金繰入金といたしまして、財政調整基金繰入金など、合わせて8億3,162万8,000円を計上いたしました。

40ページをお願いいたします。

第21款諸収入、第5項雑入、第3目水源林造林事業収入を8,883万円計上いたしました。

44ページをお願いいたします。

第22款町債におきまして、過疎対策事業債など合わせて12億5,121万1,000円を計上いたしました。

以上で、歳入を終わります。

6ページへお戻りください。

第2表で債務負担行為1件、第3表で地方債7件をお願いいたしました。

1ページへお戻りください。

第4条において、一時借入金借入れの最高額は15億円と定めるものでございます。

以上で、令和6年度足寄町一般会計予算の説明を終わります。

○議長（高橋秀樹君） 説明の途中ですが、午後1時まで昼食のため休憩といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

午前に引き続き、町長より提案説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） まず、午前中の一般会計の予算説明の中で、金額間違えてしまっ

たところがございますので、訂正をさせていただきますようお願いいたします。

ページ数でいきますと118ページ、子育て応援出産祝金ですね、私4,400万円ということで説明をさせていただきましたが440万円の間違いでございましたので、訂正をさせていただきますと思います。大変申し訳ありませんでした。よろしくお願いいたします。

それでは、特別会計について御説明申し上げます。

別冊の特別会計予算書の1ページをお願いいたします。

議案第28号令和6年度足寄町国民健康保険事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億4,858万1,000円と定めるものでございます。

16ページをお願いいたします。

歳出につきましては、29ページまでになりますけれども、20ページの保険給付費5億1,734万円、それから22ページの国民健康保険事業費納付金2億8,860万6,000円などを計上いたしました。

8ページへお戻りください。

歳入につきましては、15ページまでになります。国民健康保険税2億1,183万3,000円、道支出金5億6,019万8,000円などを計上いたしました。

次に、35ページをお願いいたします。

議案第29号令和6年度足寄町簡易水道特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,874万8,000円と定めるものでございます。

44ページをお願いいたします。

歳出につきましては、49ページまでになります。職員給与などの人件費のほか施設管理経費、水道工事費などを計上いたしました。

42ページへお戻りください。

歳入につきましては、事業収入、一般会計繰入金などを計上いたしました。

次に、59ページをお願いいたします。

議案第30号令和6年度足寄町介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億1,709万円と定めるものでございます。

72ページをお願いいたします。

歳出につきましては、89ページまでになります。総務費、保険給付費、地域支援事業費などを計上いたしました。

66ページへお戻りください。

歳入につきましては、71ページまでになります。介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、道支出金、一般会計繰入金などを計上いたしました。

次に、95ページをお願いいたします。

議案第31号令和6年度足寄町介護サービス事業特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億3,478万円と定めるものでございます。

108ページをお願いいたします。

歳出につきましては、117ページまでになります。職員給与などの人件費や施設の管理運営費のほか、施設新築工事に伴う施工管理業務委託料及び工事請負費を計上いたしました。

102ページへお戻りください。

歳入につきましては、107ページまでになります。介護サービス給付費収入、道支出金、一般会計繰入金、町債などを計上いたしました。

98ページへお戻りください。

第2表で債務負担行為1件、第3表で地方債1件をお願いいたしました。

次に、129ページをお願いいたします。

議案第32号令和6年度足寄町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,934万7,000円と定めるものでございます。

140ページをお願いいたします。

歳出につきましては、143ページまでになりますが、後期高齢者医療広域連合納付金などを計上いたしました。

136ページへお戻りください。

歳入につきましては、139ページまでになりますが、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金などを計上いたしました。

次に、145ページをお願いいたします。

議案第33号令和6年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,776万6,000円と定めるものでございます。

154ページをお願いいたします。

歳出につきましては、159ページまでになりますが、職員給与などの人件費のほか、施設の管理運営費などを計上いたしました。

152ページへお戻りください。

歳入につきましては、施設管理負担金、一般会計繰入金などを計上いたしました。

次に、企業会計について御説明申し上げます。

別冊の上水道事業会計予算書の1ページをお願いいたします。

議案第34号令和6年度足寄町上水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

業務の予定量につきましては、第2条に記載のとおりでございます。

収益的収入及び支出の予定額につきましては、第3条において1億6,884万8,000円と定めるものでございます。

収入及び支出の内容につきましては、経常的収入と人件費及び管理費用などがございます。

資本的収入及び支出の予定額につきましては、第4条に記載のとおりでございます。

収入及び支出の内容につきましては、収入

は企業債、工事負担金など、支出については建設改良費、企業債償還金でございます。

2ページをお願いいたします。

第5条において債務負担行為1件、第6条において企業債1件をお願いいたしました。

第7条において、一時借入金の限度額は4,000万円と定めるものでございます。

なお、各科目の予算額等の説明については省略をさせていただきます。

次に、別冊の下水道事業会計予算書の1ページをお願いいたします。

議案第35号令和6年度足寄町下水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

業務の予定量につきましては、第2条に記載のとおりでございます。

収益的収入及び支出の予定額につきましては、第3条において3億7,671万4,000円と定めるものでございます。

収入及び支出の内容につきましては、収入は下水道使用料、他会計負担金、長期前受金戻入、支出は人件費及び管理費用などがございます。

資本的収入及び支出の予定額につきましては、第4条に記載のとおりでございます。

収入及び支出の内容につきましては、収入は他会計出資金、国庫補助金など、支出は建設改良費、企業債償還金でございます。

2ページをお願いいたします。

第4条の2において、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の額はそれぞれ234万1,000円及び566万9,000円とするものでございます。

第5条において債務負担行為2件をお願いいたしました。

第6条において、一時借入金の限度額は4,000万円と定めるものでございます。

なお、各科目の予算額等の説明については省略をさせていただきます。

次に、別冊の国民健康保険病院事業会計予算書の1ページをお願いいたします。

議案第36号令和6年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算について、御説明申し上げ

げます。

業務の予定量につきましては、第2条に記載のとおりでございます。

収益的収入及び支出の予定額につきましては、第3条において、12億6,375万3,000円と定めるものでございます。

収入及び支出の内容につきましては、経常的収入と人件費及び管理費用などでございます。

資本的収入及び支出の予定額につきましては、第4条に記載のとおりでございます。

収入及び支出の内容につきましては、収入は企業債、一般会計出資金など、支出は医療器械購入などの建設改良費、企業債償還金でございます。

2ページをお願いいたします。

第5条において、企業債1件をお願いいたしました。

第6条において、一時借入金の限度額は1億円と定めるものでございます。

なお、各科目の予算額等の説明については省略をさせていただきます。

以上で、議案第27号令和6年度足寄町一般会計予算から議案第36号令和6年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算まで、一括提案理由の説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

本件については、議長を除く12人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中の休憩中に審査することにしたと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

よって、本件については、議長を除く12人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中の休憩中に審査することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩中に特別委員会を開いて、正副委員長の互選をお願いいたします。

午後 1時16分 休憩

午後 1時21分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

### ◎ 諸般の報告

○議長（高橋秀樹君） 諸般の報告を行います。

予算審査特別委員会の正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告いたします。

委員長に多治見亮一君、副委員長に川上修一君、以上のとおりです。

### ◎ 散会の議決

○議長（高橋秀樹君） お諮りします。

本日は、これで散会したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会することに決定いたしました。

### ◎ 散会宣告

○議長（高橋秀樹君） 本日はこれで散会します。

次回の会議は、3月18日午前10時より開会します。

大変御苦労さまでございます。

午後 1時21分 散会